

勝山運動公園料金表(R8年4月1日～)

条例施設	施設区分	貸出区分	貸出単位	基本使用料	市外使用料	その他		
勝山運動公園	テニスコート 1面	専用使用	一般	1時間 あたり	440	基本使用料 の1.5倍	【注1】 貸出区分の【一般】【高校生以下】区分は利用 申請団体の過半数利用者と判断します。 【注2】 上記判断するにあたり、利用団体登録書に構成 員名簿が必要になりますので登録の際に添付し 提出してください。 【注3】 市内・市外判断は、申請主催団体＞利用者過半 数の順で判断となります。 【営業加算】 【入場料加算】について 営業で施設を利用する場合は市内使用料の2 倍、入場料を徴収する場合は市内料金の3倍の 使用料となります。	
			高校生以下		220			
	テニスコート照明設備	-	1面	1時間あたり	660			
	夢広場	個人使用	-	1人あたり	150			
	多目的グラウンド	専用使用	一般	1時間 あたり	610			
			高校生以下		300			
			部分使用 (1/2面)		一般			300
			高校生以下	150				
	多目的グラウンド 照明設備	-	1面	1時間 あたり	3,000			
			1/2面	1,500				
	野球場 グラウンド	専用使用	一般	1時間	600			
			高校生以下	300				
	野球場音響設備	-	-	1回あたり	1,000			
野球場照明設備	-	全面	1時間あたり	3,000				
キャンプ場 デイキャンプ (フリーサイト)	9:00～22:00	一般	日帰り	300				
		高校生以下		150				
キャンプ場 宿泊利用(フリーサイ ト)	12:00～翌日12:00	一般	1泊	570				
		高校生以下		280				

【使用料加算について】

以下の場合、基本使用料に加算となります。

- 市民以外の方が施設を利用する場合は、上記基本使用料の1.5倍
※団体の場合=利用申請団体が市外であり利用者の半数以上が市外の方の場合
- 営利目的で施設を利用する場合は、上記基本使用料の2倍
- 入場料を徴収して利用する場合の利用料は上記金額の3倍

【減額免除について】

以下の方は、施設利用申請時に障害者手帳等の証明書類を提示した上で申請いただくと半額免除となります。

- 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方
※施設を利用する障がい者の介助者1名は全額免除となります。
- 生活保護受給者
- 真庭市ひとり親家庭等医療費受給者の属する世帯
- 後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者Iに該当する方の属する世帯
- 次の掲げる方を構成員とする世帯で、世帯全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の世帯・身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方

【使用団体登録について】

上記表施設を専有利用予約を希望する場合にあっては、事前の使用団体登録が必要です。使用団体登録申請書に必要事項を記入の上、構成員名簿または大会要項を添付して勝山文化C窓口で申請を行ってください。

【使用団体登録申請窓口】

勝山文化センター（真庭市役所勝山振興局地域振興課）
〒717-0013 真庭市勝山319番地 TEL0867-44-2011 FAX0867-44-2399

【施設使用について】

勝山運動公園の開園時間は9:00～22:00までとなっております（22:00運動公園入口施錠）。

また、冬季（1・2月）は9:00～17:00までとなっております（17:00運動公園入口施錠）。

使用団体登録を行った後は、「真庭市公共施設予約システム」からID・パスワードを使用して施設利用の「仮予約」が可能となります。

真庭市公共施設予約システムを利用し「仮予約」された方は、利用日当日に勝山運動公園管理棟に利用前に必ずお立ち寄りの上、利用申請書に署名を行ってから使用してください。

勝山運動公園管理棟 〒717-0021 真庭市福谷1192番地 TEL0867-44-2900 (FAX共通)

※早期開園利用について

公共施設予約システムでは、条例で定められた9:00～22:00までの利用申請のみとなっております。開園時間より前の利用を希望する団体にとっては、勝山文化C窓口で事前協議を必ず行ってください。